

令和7年度一般会計暫定予算が可決成立について

問財政課

3月31日時点で令和7年度一般会計当初予算が成立していないため、4月1日から6月30日までの一定期間に限った暫定予算を編成し、同日に可決成立しました。

なお、特別会計については、令和7年度当初予算が3月31日に可決成立しています。

暫定予算とは

暫定予算は、地方自治法の規定により、暫定的なものとして編成される当該年度中の一定期間に係る「つなぎ予算」として、本予算が成立するまでの間、行政運営の中断を防ぐために編成するものです。なお、暫定予算では、原則として政策判断が必要な経費については計上せず、住民生活に必要な行政サービスが安定的に提供されるよう、住民生活に影響を及ぼさない最低限の経費を計上しています。



詳しくはこちら→



TEL06-6992-1402

	令和7年度 暫定予算	令和6年度 当初予算	増減額	増減率
歳入	48,868,984	73,990,000	▲25,121,016	▲34.0
歳出	59,881,436	73,990,000	▲14,108,564	▲19.1

会計名	令和7年度	令和6年度	増減額
国民健康保険事業会計	14,223,000	15,225,000	▲1,002,000
後期高齢者医療事業会計	2,818,000	2,722,000	96,000
介護保険事業会計	18,054,000	17,973,000	81,000
公共用地取得事業会計	486,000	443,000	43,000
〈小計〉	35,581,000	36,363,000	▲782,000
水道事業会計	4,497,039	4,422,362	74,677
下水道事業会計	8,385,822	7,661,852	723,970
《特別会計合計》	48,463,861	48,447,214	16,647

納期限までに納付しましょう 固定資産税・都市計画税

問課税課資産税担当

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。納期限までに納付してください。

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。したがって、年の途中で売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道・街路・公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

免税点

市内において同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

▽土地…30万円未満
▽家屋…20万円未満
▽償却資産…150万円未満

TEL06-6992-1474

納期限

第1期 6月2日(月) 第2期 7月31日(木)
第3期 9月30日(火) 第4期 12月1日(月)

減免制度

次のいずれかに該当する固定資産は、固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

▽生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
▽不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
▽災害などで使用することができなくなった固定資産

該当する固定資産の所有者は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課資産税担当へ提出してください。

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内です。



どこからでも
スマホで視聴

過去の
放送も！



市政情報や守口市の魅力を生配信でお届け！

もりぐちTV

詳しくはこちら



問魅力創造発信課 **TEL**06-6992-1353